図書館の臨時休館(室)

図書館(2273-9951)

図書館システム更新作業のため、臨時休館(室)します。

なお、休館中は電話による貸出期間の延長、資料の問合せ、WEBサービス(蔵書検索、利用者のページ)が停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきます ようお願いします。

とき 8月31日(1)~9月4日(金)

マイナンバーカード交付臨時窓口の開設

ところ 篠岡支所(279-8008)

味岡支所 (全 76 - 2821)

北里支所(☎76-2822)

とき 8~12月の毎月第4日曜日 午前9時~正午 ※11月のみ15日 (第3日曜日)

内容 マイナンバーカード交付、電子証明書の更新 ※交付通知書に記載された交付場所へ事前予約が必 要です。

こまき市民討議会 まちづくりミーティング2020

小 牧 青 年 会 議 所 (☎ 72 - 0496) 支え合い協働推進課 (☎ 76 - 1629)

まちづくりや市政への参画のきっかけとなることを目指し、小牧青年会議所と市との協働事業として開催します。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、検温、消毒、飛沫感染防止対策、ソーシャルディスタンスの確保等を徹底の上行います。

とき 10月10日(土) 午前9時30分~午後0時30分

ところ 勤労センター 多目的ホール

討議テーマ 住み続けられるまち小牧を

~私たちから変えられるまちづくり~

小テーマ 小牧の自慢ってなんだろう?

参加者について

市内にお住まいの 18 歳以上の方から 1,500 人を無作為に抽出し、参加案内とアンケートを郵送します。その中から参加希望のお返事をいただいた方に参加していただきます。

- ※参加者数は20人程度を予定
- ※参加希望者多数の場合は抽選にて決定
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から見学 はご遠慮ください。

市からのお知らせ

市民活動センターの移転に伴う営業停止

市民活動センター(☎74-4011) 支え合い協働推進課(☎76-1629)

市公民館4階にある市民活動センターが9月1日(火にラピオ2階に移転し、「こまき市民交流テラス」として新しく生まれ変わります。現センターの3倍ほどの広さとなり、貸多目的室、貸ロッカーや、印刷機、大判プリンターなどを備えた作業室、自由に利用できるフリースペースを備えた施設となります。

移転に伴い、現市民活動センターの営業日は 8月22日出までとなりますのでご注意ください。 テラスの利用については登録が必要となります。 (フリースペースの利用や、窓口での相談などにつ いては登録不要)

現市民活動センターに登録している団体も改め て利用登録が必要となりますのでご注意ください。



県営名古屋空港からのお知らせ

名古屋空港総合案内所(☎28-5633)

空港をご利用の際は、航空機やバスの運行状況、 旅客ターミナルビルの開館時間、店舗や施設の営業時間等の最新の情報を各社ホームページ等でご確認の上、お越しください。新しい生活様式等のマナーを守ったご利用にご協力をお願いします。

ひとり親世帯の生活を支援するために一時金を支給します

こども政策課(276-1129)

<ひとり親世帯臨時特別給付金>

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て と仕事を一人で担うひとり親世帯の子育ての負担の 増加や収入の減少に対する支援の取組として、「ひと り親世帯臨時特別給付金」を支給します。

対象者 児童扶養手当の支給要件に該当し、以下 ①~③のいずれかに該当する方

▶児童扶養手当受給世帯への基本給付

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ※対象者には事前に通知文を郵送しています。
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶 養手当の支給を受けていない方
- ※児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る方に 限ります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
- ▶収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付

上記①、②の支給対象者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

給付金額

▶児童扶養手当受給世帯への基本給付

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

▶収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付 1世帯5万円

申請方法

▶児童扶養手当受給世帯への基本給付

- ①の対象の方は申請不要
- ※受給を辞退される方は、7月31日 金までに辞退届を提出する必要があるため、こども政策課へご連絡ください。
- ②、③対象の方は、こども政策課までご相談ください(戸籍謄本、給与明細などが必要)。
- ▶収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付

8月の現況確認時に、追加給付の申請が可能です。

支給時期

▶児童扶養手当受給世帯への基本給付

①の対象の方には8月末までに支給予定。

- ②、③の対象の方には9月以降に支給予定。
- ▶収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付 9月以降に支給予定。

就学援助制度

学校教育課(276-1195)

市は、学校の学習に必要な費用の支払いが困難

なご家庭の保護者に対して、経済 的負担を軽減するための就学援助 制度を設けています。詳しくは、市 ホームページ、学校教育課または各 小中学校にお問い合わせください。



▲市ホームページ

児童扶養手当・遺児手当の 現況届をお忘れなく

こども政策課(☎76-1129)

現況届を7月末に受給者へ郵送します。必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。この届出がされない場合は、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず提出してください。

受付期間 8月3日(月)~8月31日(月)

受付場所 本庁舎 2階 202 会議室

対象 児童扶養手当または小牧市遺児手当の資格 を有している方

- ※令和2年1月2日以降に市内に転入された方で、愛知県遺児手当の受給資格がある方は、令和2年1月1日現在の住所登録地で、「令和2年度(令和元年中所得)所得課税証明書」を取得し、あわせて提出してください。
- ※児童扶養手当または遺児手当を受給中で、事実婚の 状態にある方は喪失の手続きを速やかに行ってくだ さい。手続きをされないで受給し続けると、不正受 給とみなされ、法律により罰せられることがあり、 かつ、手当を返還しなければなりませんので、ご注 意ください。
- ※小牧市遺児手当について、所得超過により認定を受けられなかった方は、令和元年中所得で判定することにより、認定される場合がありますので、お問い合わせください。
- ※令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方は、令和2年度の新型コロナウイルスの影響に対する臨時特別措置として、給付金が支給されます。この給付に対する申請は不要です。また、この給付金の対象者のうち、新型コロナウイルスの影響によって収入が大きく減少した方は、別に給付金が追加で支給されますので、対象となる方はあわせて申請をしてください。
- ※母子・父子家庭医療費受給者証の更新について、前年度より、児童扶養手当・遺児手当の現況届会場にて、母子・父子家庭医療費受給者証の更新手続きも同時に申請受付しています。申請書は、現況届の提出に来庁した際に、会場にてお渡しします。詳細は7月末に送付する児童扶養手当・遺児手当の現況届の案内をご確認ください。

市税等の納期限のお知らせ

収税課(☎76-1117)

- ○普通徴収市県民税 (第2期)
- ○国民健康保険税 (第3期)
- ○普通徴収介護保険料 (第2期)
- ○普通徴収後期高齢者医療保険料 (第1期)

納期限 8月 31 日(月)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのな い「口座振替」をご利用ください。

「□座振替」を利用すると、指定した金融機関の預 貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落として 納付していただけます。

- ※口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認くだ
- ※スマートフォンアプリ「PayB」でも市税等の納付がで きます。くわしくは PayB ホームページ (https:// payb.jp/)からご確認ください。

病気や失業など、やむを得ない理由により納期内で の納付が困難な場合は、納付の相談に応じています。

滞納を放置せず、早めに相談してください。電話 での相談も受付けています。

■ 休日の納付窓口および納付相談

とき 8月9日(日)、23日(日) 午前8時30分~午後5時15分

ところ 本庁舎2階

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場 合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご 利用ください。

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 (年末年始を除く) 午前8時30分~午後5時15分

ところ 本庁舎1階

法務局で「自筆証書遺言書 保管制度 | が始まりました!

名古屋法務局 春日井支局 (☎ 81 - 3210)

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局に遺言 書の保管を申請することができる制度です。保管 制度を利用すると、紛失や亡失、他人による破棄 や改ざんの防止など、遺言者だけではなく相続人 や受遺者等にもメリットがあります。

なお、本制度を利用する以外にも、これまでど おり自筆証書遺言書を自ら保管することはもちろ ん、公正証書遺言制度も利用できます。それぞれ の特徴を踏まえて、ご判断ください。 回算説回

ご覧ください。

法務省ホームページ▶ ■ 本外



福祉手当の現況届のご案内

障がい福祉課(☎76-1127)

次に該当する方は毎年現況届または所得状況届 を提出する必要があります。現況届または所得状 況届を7月30日(水)に発送します。必要事項を記入 し、必要書類を添えて提出してください。手続き はお早めにお願いします。

手続き期間

- 小牧市心身障害者扶助料 7月31日 金~8月21日 金
- 在宅重度障害者手当 7月31日金~8月31日月
- 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児 福祉手当、経過的福祉手当

8月12日(水)~9月11日(金)

対象

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉 手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、 小牧市心身障害者扶助料を受給している方

- ※在宅重度障害者手当を申請した方で令和2年1月 2日以降に市内に転入された方は、令和2年1月 1日時点の住所登録地にて令和2年度(令和元年中 所得) 所得課税証明書を取得し、あわせて提出して ください。(詳しくは障がい福祉課までお問い合わ せください)
- ※現況届などの提出がない場合は、支給要件に該当し ている場合でも手当が支給されませんので、期間内 に必ず手続きをしてください。

受付 郵送 (〒485 - 8650 住所不要) または直 接障がい福祉課

未収金減少にご協力を

債権回収特別対策室(☎76-1146)

債権回収特別対策室では、市税のほかに所管課から の移管を受けて、さまざまな債権における未収金の収 納対策に取り組んでいます。

本年8月から令和3年1月末までの間に、以下の債 権の一部について移管を受けましたので、対象者の方 に納付相談のため連絡をさせていただきますが、ご理 解とご協力をお願いします。

債権名	所管課
児童生徒等給食代	学校給食課
下水道事業受益者負担金	上下水道業務課
市民病院医療費	医事課
一般被保険者不当利得返納金	保険医療課
生活保護費返還金	福祉総務課
保育所運営費保護者負担金	幼児教育・保育課
小松寺土地区画整理事業清算徴収金	区画整理課